

リサイクル燃料貯蔵株式会社		
提出日	2022年3月11日	
管理表No.	0209-51	改訂00

項目	コメント内容
火災 (第12条)	別添IP25(1.8)及び事業許可本文P9～10では、「金属キャスクへの影響に応じて難燃ケーブル等を使用する」としているところ、別添IP25で難燃ケーブルの適用は「金属キャスクに直接接続するケーブル」に限定しているが、この難燃ケーブル適用の考え方について、キャスク近傍のケーブルやキャスクの基本的安全機能の確保に関する設備のケーブル類の有無などを踏まえて説明すること。

(回答)

「1.8.2 火災の発生の防止 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用」の記載は、冒頭部分で「金属キャスクへの影響に応じて難燃ケーブル等を使用する設計とする。」と概略を記載し、「1.8.2(1)b. 難燃ケーブルおよび難燃性ケーブルの使用」^{※1}において、「金属キャスクへの影響に応じて」や「難燃ケーブル等」を明確化したものである。

ケーブルが燃焼した場合金属キャスクの基本的安全機能への影響が大きい、金属キャスク近傍のケーブルである金属キャスクに直接接続するケーブル^{※2}は、難燃ケーブル^{※3}を適用し、金属キャスクに直接接続しないケーブルは、難燃性ケーブル等^{※4}を適用するとしている。

※1：「金属キャスクに直接接続するケーブルは、自己消火性についてUL 垂直燃焼試験の試験規格に適合するとともに、延焼性についてIEEE383, IEEE1202の試験規格に適合した難燃ケーブル、又はそれらの試験規格に基づく実証試験に合格した難燃ケーブルを使用する設計とする。その他のケーブルは、JIS C 3005 傾斜試験適合品と同等以上の難燃性ケーブルを使用するか、又は金属製の盤、電線管に収納する設計とする。

※2：(金属キャスクに直接接続するケーブル) 金属キャスク蓋間圧力検出器から貯蔵架台に設置された端子箱までのケーブルと、金属キャスク表面温度検出器から貯蔵架台に設置された端子箱までのケーブル。

※3：(難燃ケーブル) 自己消火性についてUL 垂直燃焼試験により、延焼性についてIEEE383 又はIEEE1202の実証試験により確認されたケーブル。

※4：(難燃性ケーブル等) 難燃性ケーブルは、JIS C 3005 傾斜試験適合品と同等以上のケーブル。難燃性が確認されていないケーブルは、金属製の盤、電線管に収納する設計とする。

以上